

生物遺伝資源分譲依頼書及び誓約書(DNA用)

独立行政法人製品評価技術基盤機構
 バイオテクノロジー本部長 殿

1. 私は、依頼日における最新の版の「生物遺伝資源の分譲と使用に関する同意書」の各条項に同意の上、下記の生物遺伝資源の分譲を依頼します。
2. 使用目的 _____

年 月 日

フリガナ 依頼者氏名 印	請求書宛先： 代金支払者が依頼者と異なる機関の場合のみ 下欄に明記して下さい。
安全責任者 (または上司) 氏名 印	氏名
所属機関及び部署名	所属機関及び部署名
住所 〒 -	住所 〒 -
TEL (内線)	TEL (内線)
FAX	FAX
E-mail	E-mail
支払方法： <input type="checkbox"/> 前納 <input type="checkbox"/> 後納* <input type="checkbox"/> クレジットカード *) 国立大学法人以外の大学、教育機関、国公立試験研究機関の方が後納を希望される場合には、別途送付致します 「後納申請書 (財務責任者の押印を必要とします。)」をご提出頂く必要がございます。 その他の民間試験研究機関の方につきましては、前納またはクレジットでのお支払いのみとなっておりますので ご了承ください。	
安全委員会設置の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

	生物遺伝資源の名称 (NBRC 番号等)	数 量
1		
2		
3		
4		
5		

生物遺伝資源の送り先が依頼人と異なる場合は下記にご記入ください。

住 所： 〒 - _____
 所属機関名： _____
 氏 名： _____

 ☆バイオテクノロジー本部からご協力をお願い

NBRC が分譲を行う生物遺伝資源の重要性及び有用性を評価するため、分譲のご依頼の際に参考にされた情報入手先を、差し支えない範囲でご提供いただければ幸いです。

なお、ご提供頂きました情報は、NITE 以外の第三者への提供は一切行いません。

- NBRC ホームページ (<http://www.nbrc.nite.go.jp/>)
- DOGAN (Database Of the Genomes Analyzed at NITE; <http://www.bio.nite.go.jp/digan/Top>)
- DDBJ/GenBank/EMBL
- Journal / Title or PubMed ID _____
- Other _____

生物遺伝資源の分譲と使用に関する同意書

Agreement of Biological Resource Transfer and Treatment

1. 独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）のバイオテクノロジー本部（D O B）は、生物遺伝資源の分譲を受けようとする者（以下「依頼者」といいます。）が、生物遺伝資源の種別に応じた様式第 1 から様式第 4 のいずれかの依頼書（以下「依頼書」といいます。）をもって生物遺伝資源の分譲を依頼した場合において、依頼の内容を適当と認めた場合、当該依頼者に対し生物遺伝資源の分譲を行うものとしします。
2. 依頼者は、D O B から分譲を受けた生物遺伝資源及びその生物遺伝資源を培養、増幅等することにより生じた生物遺伝資源由来の一切の生物遺伝資源（以下、分譲を受けた生物遺伝資源と併せて「生物遺伝資源等」と総称します。）を、当該生物遺伝資源等の取扱いに熟練した者が、適切な設備及び管理の下において使用することを保証します。
3. 依頼者は、D O B から分譲を受けた生物遺伝資源等の取扱いにおいて、植物防疫法、外国為替及び外国貿易法、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律等、微生物及びDNAに関する日本国の法令、ガイドライン、諸規則等を厳守するものとしします。
海外においては、その国の法令、ガイドライン、諸規則等も厳守するものとしします。
4. 依頼者は、分譲を受けた生物遺伝資源及びその複製物を第三者に使用させてはならず、また、これらを第三者へ分譲又は分与してはならないことを異議なく承諾します。
5. 依頼者は、D O B からバイオセーフティレベル 2 ^(注) に属する微生物株の分譲を受けたときは、受領後速やかにD O B に対し「バイオセーフティレベル 2 微生物株受領書」を提出するものとしします。
注：国立感染症研究所 病原体等安全管理規程 参照
6. 依頼者は、学会発表、論文等で生物遺伝資源等を表示する場合には、N B R C 番号を併せて表示するものとしします。
7. D O B が分譲した生物遺伝資源等に不具合があった場合、D O B は、依頼者から生物遺伝資源の到着日から 3 0 日以内に連絡を受ければ、分譲した生物遺伝資源に代替する生物遺伝資源を依頼者に送付します。
8. 依頼者は、分譲した生物遺伝資源等の利用、増幅、譲渡、保管等一切の行為に起因し又はこれに関連して依頼者に何らかの損害が発生した場合においても、N I T E の故意又は重過失に因るものでない限りN I T E が一切の責任を負わないこと、また、N I T E が責任を負う場合においても分譲手数料に相当する金額を限度とすることを異議無く承諾します。
9. 依頼者は、生物遺伝資源の分譲により当該生物遺伝資源に関しN I T E 又は第三者が保有する知的財産権その他一切の権利が依頼者に譲渡されるものでないこと、また、依頼者は本同意書に記載された限度で生物遺伝資源等を利用する権利を除き何らの権利を与えるものでないことを異議無く承諾します。
- 1 0. 依頼者は、生物遺伝資源等が潜在的な危険性を有すること、生物遺伝資源等の培養、増幅、利用、譲渡、保管その他の行為が第三者の知的財産権その他の権利を侵害する恐れがあること等を認識し、自らの費用と責任において必要な一切の措置を講じることとしします。
- 1 1. 生物遺伝資源等を依頼者が安全に取扱えるかどうかについて、依頼者は、D O B が必要に応じ、電話等による聴取又は公表されている資料等を調査する場合があることに同意します。
- 1 2. 本同意書の準拠法は日本法とし、本同意書に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとしします。